

太刀浦コンテナ船
夜間入出港安全対策マニュアル

北九州市港湾空港局

このマニュアルは、関門港（門司・下関地区）夜間入港実施要領に準じて、太刀浦7・8・30・31・32号岸壁（以下、コンテナ岸壁という。）にコンテナ船が夜間入出港することについて、コンテナ船の運行に関する着離岸方法、コンテナ岸壁での受入れに関する作業等を明確にし、当該船舶の安全を確保し、併せて周辺を航行する船舶等の安全確保に資することを目的とする。

本マニュアルは日没から日の出までの間（夜間）に入港する船舶に適用する。

I 船舶運航における安全対策

コンテナ岸壁に夜間入出港するコンテナ船は、次の事項を遵守するものとする。

1 船型の制限

- (1) 太刀浦7・8号岸壁は、船長（L.O.A.）270m以下の船舶を原則とする。
右舷着けで部塙向けに出港する場合、船長（L.O.A.）270m以下とする。
- (2) 太刀浦30・31号岸壁を1バースとして使用する場合は、船長（L.O.A.）220m以下の船舶を原則とする。
- (3) 太刀浦31・32号岸壁を1バースとして使用する場合は、船長（L.O.A.）240m以下の船舶を原則とする。
- (4) 太刀浦7・8・30・31・32号岸壁においては、やむを得ない場合のほかは、回し着けは行わない。

2 水先人の乗船

入出港時には、コンテナ船の安全確保のため水先人を乗船させるものとする。

ただし、下記の条件に該当する船舶についてはこの限りではないが、できる限り水先人を要請すること。

(1) 入港時

5,000G/T未満の船舶のうち、船長が所定の入港実績を有する船舶

(2) 出港時

①5,000G/T未満の船舶

②部塙方面に出港する5,000G/T以上10,000G/T未満の船舶のうち、船長が所定の入出港実績を有する船舶

なお、所定の入港実績とは以下のとおりとする。

※船長が、入港予定バースまたはその付近に次のいずれかの実績を有すること。

(1) 過去1年以内に2回入港した実績

(2) 前回の入港が過去1年以内にあり、かつ過去2年以内に延べ3回入港した実績

3 タグボートの使用

着離岸時には、補助として十分に強力なタグボートを以下のとおり配備することを原則とする。ただし、水先人が乗船する場合は、水先人の引受け基準による。

- | | | |
|---------|----------------|------|
| (1) 入港時 | ①5,000G/T未満の船舶 | 1隻配備 |
| | ②5,000G/T以上の船舶 | 2隻配備 |
| (2) 出港時 | 5,000G/T以上の船舶 | 1隻配備 |

4 警戒船の配備

(1) 3,000G/T 以上のコンテナ船の入港時には、コンテナ岸壁付近水域を航行する他船舶に対して、コンテナ船の航行を知らせしめ、両船舶の安全を確保するため、又、岸壁付近の潮流状況をコンテナ船へ情報提供するため、探照灯及び拡声器を装備した警戒船を1隻配備する。

なお、出港時に回頭を必要とする場合は、1隻配備する。

(2) 30,000G/T 以上のコンテナ船が夜間入出港するために関門海峡を通航する場合は、六連島東方の関門航路北端から太刀浦埠頭前面までの間に前路警戒船を1隻配備する。

5 行き合い船

早鞆瀬戸では、事前に通航予定船舶の情報を把握し、他の大型船と行き会うことのないよう配慮し通航する。

6 関門海峡海上交通センターとの連絡

入出港時には、関門海峡海上交通センターに通報するとともに、運行中は国際VHF 16チャンネルの聴守を励行し、同センターとの連絡の保持に努める。

また、AIS搭載船にあっては、データ（目的地、到着予定日時等）の適正入力及び電波の確実な発射を確認するとともに、関門海峡海上交通センターからのメッセージ受信に留意する。

7 気象・海象条件

風速 12 m/sec 以下

潮流 入港 L.O.A.240m未満、早鞆瀬戸の流速が5ノット以下
L.O.A.240m以上、早鞆瀬戸の流速が3ノット以下

出港 L.O.A.210m以上は早鞆瀬戸の流速が5ノット以下

※太刀浦8・30・31・32号岸壁から部崎向けに出港する
場合は除く。

視程 10,000G/T 以上の船舶は1海里(1.852km)以上

10,000G/T 未満の船舶は1km以上

着岸速度 10cm/sec 以下

波高 H1/3 1.0m以下

ただし、上記の場合であっても、安全が確保されないと認められたときは、着岸は行わない。

II 岸壁及びコンテナターミナルにおける安全対策

岸壁及びコンテナターミナルにおける安全対策については、次の方法によることを原則とする。

1 統轄責任者の配置

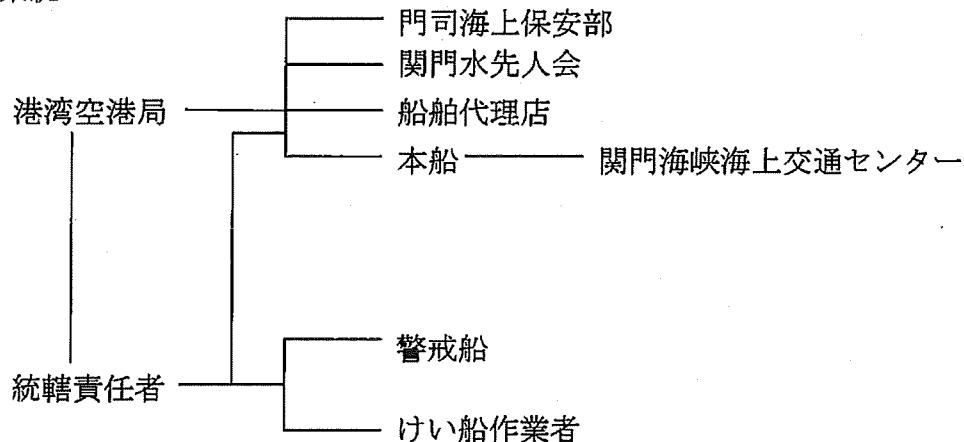
コンテナ船着岸時に際しては、岸壁上に統轄責任者を配置することとし、港湾空港局が指定するものがこれにあたるものとする。

統轄責任者は、コンテナ船との連絡、着岸位置の明示、岸壁上及び同付近並びに岸壁前面を航行する小型船舶との安全確認等を行い、必要ある場合は関係者に指示し、安全確保に努めるとともに、水先人の求めに応じ、可能な限り情報の提供を行う。

2 各種情報の入手・確認

水先人は、コンテナ岸壁に待機する統轄責任者を通じて、必要に応じコンテナ岸壁における受け入れ状況の情報を入手・確認し、安全確保に努める。

3 連絡系統



III その他の安全対策

1 港湾空港局は、コンテナ岸壁に着離岸するコンテナ船に対し、船舶代理店を通じ、安全対策マニュアル及び関門港港湾事情等の周知を図る。

2 港湾空港局は、夜間入港船がある場合、十分な船間距離を保つためにコンテナ岸壁の停泊船の調整を行う。

3 コンテナ岸壁に着離岸するコンテナ船及び船舶代理店は、門司海上保安部、関門海峡海上交通センター及び水先人会と緊密な連絡を保ち、船舶交通の情報を入手して着離岸時期を調整し、安全確保に努める。

なお、関門航路整備情報安全管理室に照会のうえ、関門航路及びその周辺海域における浚渫工事等の情報の入手に努める。

【施行期日】

本マニュアルは平成19年12月10日から施行する。

【改正経緯】

平成25年 7月 1日 (一部改正)